○関東地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千九百四十九号八千代都市計画道路事業三・四・六号八千代台花輪線

三　事業施行期間　自平成四年十二月十四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第二十六号相模原都市計画及び津久井都市計画公園事業九・六・一号津久井湖城山公園

三　事業施行期間　自平成七年一月九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第二十八号取手都市計画公園事業二〇三北浦川緑地

三　事業施行期間　自平成三年一月九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千五十三号野田都市計画道路事業三・四・三十号東宝珠花柏寺線

三　事業施行期間　自平成六年十月十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千五十五号八街都市計画道路事業三・四・三号八街神門線

三　事業施行期間　自平成六年十月十八日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第三百五十一号石下都市計画道路事業三・五・四号石下駅中沼線

三　事業施行期間　自平成十三年十二月十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二号

(三)　道路の区域

区間　変更前敷地の幅員　変更後敷地の幅員　延長

春日井市勝川町五丁目一二八番二から同市勝川町五丁目一二九番まで　前　三七・九〇～六四・〇〇メートル　後　六四・〇〇～六四・〇〇キロメートル　〇・〇二二

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中部地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百二号　春日井市勝川町五丁目二五番から同市町田町一丁目五一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十八日十時